

平成 20 年 9 月 1 日  
経 済 産 業 省

パロマ工業（株）の消費生活用製品安全法第 39 条に基づく危害防止命令による再点検及び周知等の活動状況結果報告について

パロマ工業（株）（以下「パロマ」）に対して 6 月 25 日付けで発した危害防止命令に関し、命令の再点検期限である 8 月 25 日までの再点検結果について、本日、同社から報告を受けましたので、概要を公表します。

パロマはこれまでの点検対象約 5 万 3 千台を再点検するとともに、ガス事業者等から情報提供を受けて機器の有無を確認した結果、合計 485 台の回収対象機種（うち不正改造品 4 台。このうち 3 台は不使用。）が発見されたとの報告がありました。また、パロマが引き続き機器の有無の確認を継続しているものは、危害防止命令後にガス事業者及び LP ガス事業者から新たに情報提供された約 1 万 4 千台を含め、約 1 万 9 千台との報告がありました。

これに対し、経済産業省は、安全確保の観点から残された案件を今後 2 ヶ月以内に解消するべく、徹底的に再点検に取り組むようパロマに指示をしました。

消費者の皆様におかれましては、当該機種を保有しているか否かあらためて確認いただく等、パロマ工業（株）の再点検・回収作業への協力をお願いします。

## 1. パロマ工業（株）製の半密閉式瞬間湯沸器 7 機種に係る再点検及び周知活動状況に係るパロマ工業（株）の報告書の概要

### （1）再点検活動の経緯

平成 18 年 8 月 28 日の緊急命令による半密閉式ガス瞬間湯沸器の点検・回収作業について、担当者の判断のみで対象機種なしと判断しているケースが見られる等の点検体制の不備が認められたことから、経済産業省は、平成 20 年 6 月 25 日、消費生活用製品安全法に基づく危害防止命令を発出し、パロマに対して回収対象機器の再点検等を指示した。

（参考 2 参照）

パロマは、平成 20 年 5 月 31 日まで同社が把握していた所在情報（52,945 台）、平成 20 年 6 月 25 日付けで原子力安全・保安院からガス事業者及び LP ガス事業者に対して指示がなされたデータベースの再点検等により、対象機器が存在する可能性があるとしてパロマに新たに情報提供を行ったもの（平成 20 年 8 月 18 日時点で、14,217 台）を再点検の対象とするとともに、テレビ CM や新聞広告等を実施して消費者に対して周知した。

この再点検活動の実施にあたっては、パロマは同社社長を本部長とする再点検本部を設置した。また、上記危害防止命令に記載された外部有識者による第三者監査委員会を設置するとともに、法律事務所が個別の再点検活動の監査を実施する体制とした。

点検活動の方法として、住居を戸別訪問し、回収対象機器の有無を点検員が直接確認することを原則としてパロマは再点検活動を実施した。

(のべ訪問回数：約21万回)

## (2) 再点検結果の概要(8月25日時点)

これまでの所在情報に基づく再点検対象の結果

これまでの所在情報に基づく再点検対象数52,945台のうち、再点検活動により機器の有無を確認したものは、47,363台。日程調整中、不在等で連絡が取れない、空室・空屋、点検拒否等を理由として、再点検を継続しているものは、5,353台となっている。

これら再点検活動によって、対象製品は230台発見されている。新たに発見されたもののうち222台は回収済みとなっている。これら230台中、使用中であったものは25台あり、閉栓等使用されていないものは205台となっている。また、不正改造品については、230台中、1台(ただし、不使用)が確認されている。

(注)これまでの所在情報(平成20年5月31日時点)に含まれるべきであったが、パロマ工業(株)データベースの入力が漏れていたものが、454台あり、平成20年5月31日以前に点検活動は実施しているものの(うち対象製品を9台回収済み)、今回再点検を実施し、日程調整中、不在等で連絡が取れない、空室・空屋、点検拒否等を理由として、再点検を継続しているものは、19台となっている。

これまでの所在情報(平成20年5月31日時点)以外の再点検対象

ガス事業者及びLPガス事業者が、データベースの誤入力の可能性等を踏まえ、ガス需要家の保安点検台帳や消費機器データを再チェックし、かつ需要家宅の巡回点検を行ったことにより、或いは、パロマが実施したテレビCMや新聞広告等の周知活動を契機として所有者からパロマに連絡があったことにより、回収対象機種が総計255台発見された。このうち、回収済みは250台となっている。

これら255台中、使用中であったものは34台あり、閉栓等使用されていないものは、221台となっている。また、不正改造品については、255台中3台(うち2台は不使用)となっている。

ガス事業者及びLPガス事業者から、ガス事業者及びLP事業者が自ら巡回して機器の有無を確認したものを除き、対象製品がある可能性のある案件として平成20年8月18日までにパロマ工業(株)に情報提供された台数は14,217台となっている。

このうち、パロマが機器の有無を確認したのは232台であり、日程調整中、不在等で連絡がとれない或いは拒否等により、13,975台が継

続調査中となっている。

### (3) 周知活動の実施状況

#### ・新聞社告

- 平成20年7月5日に、全国5紙（読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産業経済新聞）、地方ブロック3紙、7月8日～9日に、地方紙26紙及び7月7日～9日に業界紙4紙に掲載。
  - 平成20年7月24日に全国5紙（読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産業経済新聞）、地方ブロック3紙、地方紙26紙に掲載。
  - 平成20年8月6日～8日に、上記の全国5紙に掲載。
  - 平成20年8月13日～15日、上記の全国5紙、地方ブロック3紙、地方紙26紙に掲載。
- 引き続き9月以降も新聞による注意喚起を実施する予定。

#### ・テレビCM

- 平成20年7月4日（金）20:00～22:54  
TBSテレビ「ドリームプレス」内30秒CM 毎週（9月以降も設定予定）
- 平成20年7月8日（火）20:00～20:54  
日本テレビ「踊る！さんま御殿！」内30秒CM 毎週（9月以降も設定予定）
- 平成20年7月19日より8月24日まで（8月16日を除く）  
毎週（土）11:30～12:30  
テレビ東京「週間ニュース新書」内30秒CM
- 平成20年7月21日  
テレビ東京「カンブリア宮殿スペシャル」内30秒CM

#### ・ダイレクトメール（往復はがき）

平成20年8月5日までに再点検未了案件について、24,481通発送。  
更に、新たにガス事業者等より提出のあった情報を対象に発送（12,635通発送済み）。

#### ・ラジオCM

平成20年8月1日～平成20年8月15日  
文化放送（系列34局）「ニュースパレード」内40秒CM  
（月曜日から金曜日まで 17:00～17:15）

### (4) 再点検の実施体制

外部から点検員を調達して、最終的には人員総数約2200人で実施した。  
第三者から成る監査委員会が全体の進捗状況を監査し、監査組織（西村あさ

ひ法律事務所)がパロマの個別の点検結果を基準に基づき監査し、記録が不明確等の指摘を受けたものは、パロマが再度確認した。

#### (5) 今後の再点検活動

パロマは再点検対象のうち、再点検継続中のものについて機器の有無の確認に引き続き取り組む。このため、外部監査体制も含め、点検体制を維持して継続して取り組む。

それぞれの案件の性格に応じ、様々な手段を講じて、機器の有無を確認する。拒否案件につき難航する場合には社長等経営中枢が現場を訪問する等、徹底的に取り組む。

新聞広告やテレビCM等の周知活動を引き続き実施するとともに、高齢者世帯や別荘等の類型に応じた周知活動を実施する。

なお、パロマは、広く第三者の意見を聞くなど、透明性の高い会社経営を行う。

## 2. 当省の対応

- (1) 現時点でパロマが機器の有無を確認ができていないものに関し、例えば、拒否案件について、社長等経営中枢が訪問して解決を図る等、2ヶ月以内にその解消を図るべく、取り組むよう指示するとともに、定期的に進捗状況を報告するようパロマに指示した。今後、進捗状況を把握しつつ、必要な指導を行っていく。
- (2) 併せて、テレビCMや新聞広告等の周知活動に引き続き取り組むよう指示した。
- (3) なお、ガス事業者及びLPガス事業者に対しては、定期保安点検や開栓時調査の際に遺漏無く機器の有無を確認するよう指示済み。

## 3. 消費者への注意喚起

パロマの再点検の結果、回収対象機器が485台見つかっています。

このガス瞬間湯沸器は、不正改造がなされている場合には、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素中毒による死亡事故に至るおそれがあり、大変危険です。

自らの安全を確保する観点から、使用していない機器も含め、回収対象機種を保有していないか再度御確認ください。対象機種を保有している場合には、以下のパロマのコールセンターに連絡ください。対象機器を使用中の方は、直ちに使用を中止してください。

【パロマコールセンター連絡先】

フリーダイヤル： 0120(314)552

また、パロマが再点検のため訪問した場合には、パロマの再点検は法律上の命令に基づくものであり、機器の有無の確認や回収に御協力いただくよう、お願いいたします。(なお、パロマの名を騙るいわゆる「点検商法」に御注意ください。)

不審な点がありましたら、上記パロマのコールセンターに確認していただくか、以下の経済産業省の窓口までご相談いただくようお願いいたします。

【経済産業省窓口】

製品安全課 担当 佐野、青木、斎藤

電話：03-3501-1511（代表）

03-3501-4707（直通）

（別添）

第1表これまでの所在情報に基づく再点検対象数

（台）

これまでの所在情報に基づく再点検対象数（平成20年5月31日時点）	52,945
うち、対象製品外と区分していたもの	32,655
うち、対象製品と区分していたもの	20,011
従前から未点検（閉栓、拒否）であったもの	279
再点検活動を実施したもの	52,945
対象製品がないことが確認されたもの	47,363
対象製品であることが確認されたもの	230(注)
回収済み	222(注)
未回収（回収の日程調整中など）	8
再点検が継続中のもの	5,353
お客様との点検日の日程調整など	1,935
空家・建物なし	808
お客様が不在	1,636
お客様が点検を拒否	974
再点検を未実施のもの	0
これまでの所在情報（平成20年5月31日時点）に含まれるべきであったが、パロマ工業（株）データベースへの入力が漏れていたもの（平成20年5月31日時点）	454
うち、対象製品外と区分していたもの	445
うち、対象製品と区分し、回収していたもの	9
再点検活動を実施したもの	454
対象製品がないことが確認されたもの	435
対象製品であることが確認されたもの	0
再点検が継続中のもの	19
お客様との点検日の日程調整など	7
空家・建物なし	4
お客様が不在	3
お客様が点検を拒否	5
再点検を未実施のもの	0

（注）1件の再点検対象に対して2台発見されたものがある。

第2表これまでの所在情報（平成20年5月31日時点）以外の再点検対象  
（台）

これまでの所在情報（平成20年5月31日時点）以外の再点検対象	
これまでの所在情報以外から、ガス事業者等から対象製品があるとの情報及びパロマ工業（株）が対象製品を確認したもの	245
今回の再点検活動による注意喚起によりお客様からパロマ工業（株）に連絡等があり対象製品であることが確認されたもの	48
回収済み	48
未回収（回収の日程調整中）	0
今回の再点検でこれまでの所在情報以外の場所からパロマ工業（株）が対象製品であることを確認したもの	27
回収済み	27
未回収（回収の日程調整中）	0
ガス事業者等の再点検により対象製品を確認したもの	170
回収済み	165
未回収（回収の日程調整中）	5
本危害防止命令後、ガス事業者から新たに対象製品である可能性があるものとして情報提供を受けたもの	14,217
開栓中 不在・拒否・空室等	7,886
閉栓中及びメーター取り外し等	6,331
再点検活動を実施したもの	14,217
対象製品がないことが確認されたもの	232
対象製品であることが確認されたもの	10
回収済み	10
未回収（回収の日程調整中）	0
再点検が継続中のもの	13,975
日程調整中のもの	4,378
空家・建物なし	1,586
お客様が不在	7,574
お客様が点検を拒否	437
再点検を未実施のもの	0

第3表 新たに対象製品があることが確認されたものの内訳

(台)

新たに対象製品があることが確認されたもの	485
これまでの所在情報に基づく再点検で対象製品があることが確認されたものから	230
うち、改造があったもの	1(不使用)
うち、改造が無かったもの	227
うち、確認待ち	2
当時の点検で対象製品外と区分していたものから	164
当時の点検で対象製品と区分していたものから	29
当時からの点検活動で不在・点検拒否及び閉栓などで未点検と区分していたものから	37
これまでの所在情報以外の再点検などで、ガス事業者等から対象製品があるとの情報及びパロマ工業(株)が対象製品を確認したもののから	255
うち、改造があったもの	3(内2台不使用)
うち、改造が無かったもの	251
うち、確認待ち	1
今回の再点検活動による注意喚起によりお客様からパロマ工業(株)に連絡等があり対象製品であることが確認されたもの	48
今回の再点検でこれまでの所在情報以外の場所からパロマ工業(株)が対象製品であることを確認したもの	27
ガス事業者等の再点検により対象製品を確認したもの	170
ガス事業者から新たに対象製品がある可能性があるものとして所在情報提供を受けたものから	10

新たに対象製品があることが確認されたもの	485
回収済み	472
未回収	13
回収日が確定しているもの	5
回収日を調整中のもの	7
回収を拒否されているもの	1

(参考1) 点検及び回収(再点検)の対象となるガス瞬間湯沸器の型式(機種)一覧

PH - 8 1 F、PH - 8 2 F、PH - 1 0 1 F、PH - 1 0 2 F、  
PH - 1 3 1 F、PH - 1 3 2 F  
PH - 1 6 1 F  
PA - 1 0 8 F E (PH - 8 1 Fの東京ガス(株)OEM品)  
PA - 1 1 3 F E (PH - 1 3 1 Fの東京ガス(株)OEM品)  
PICM - 2 5 0 (PH - 1 3 1 Fの東邦ガス(株)OEM品)  
KPA - 6 0 8 F (PH - 8 2 Fの北海道ガス(株)OEM品)  
KPA - 6 1 0 F (PH - 1 0 2 Fの北海道ガス(株)OEM品)  
KPA - 6 1 3 F (PH - 1 3 2 Fの北海道ガス(株)OEM品)

(参考2) 6月25日付け危害防止命令の概要

- (1) 旧緊急命令に基づく対象製品に関し、所在の可能性があるととしてガス事業者及び液化石油ガス販売事業者から所在情報を受けた製品すべてについて、再点検を行い、平成20年8月25日までに再点検活動を完了させること(既に現場で点検したことを示す明確な証拠が存在するものは除く)。また、その結果を明確な現場記録等の具体的な証拠とともに平成20年9月1日までに提出すること。
- (2) 新聞、テレビ等を活用して、上記(1)の製品について早急に機器の点検を受けることを消費者へ注意喚起を行うこと。
- (3) 上記(1)、(2)の再点検活動を実施するにあたっては、代表取締役社長を長とし、従業員等から構成される再点検チームを結成して組織体制を抜本的に強化するとともに、第三者に具体的な点検活動について監査させること。
- (4) 上記(1)、(2)の実施状況に関し、再点検活動が完了するまでの間、毎週、経済産業省に報告すること。

(参考3) 6月25日付けガス事業者及びLPガス事業者へ指導の概要

- (1) パロマ工業(株)に対する旧緊急命令の対象製品に関し、同社が現在行っている点検及び回収作業の迅速かつ確実な遂行に資するため、同社の要請に応じて、各ガス事業者及びLPガス事業者の保有する需要家の消費機器に関する情報や閉栓・休止情報等を同社に提供すること。
- (2) 再度、これまでに同社に対する提供情報の中からもれた物件の中に点検・回収対象機種が存在する可能性について誤記入や誤入力等の事例を参

考とし、データベースを早急に再点検すること。さらに、再点検に基づき、需要家訪問等を通じてそれらが点検・回収対象機種である可能性があるかと判断した物件については、ただちにパロマ工業株式会社に連絡すること。

(3) 点検・回収対象機器の発見に資するため、ガス事業者及びLPガス事業者としても、各事業者の有している需要家の消費機器情報等を基に、所要の周知活動を行うこと。

(4) (2) 及び(3) の対応作業の結果については、関係団体を通じてとりまとめ、7月25日までに原子力安全・保安院に報告すること。

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務流通グループ製品安全課

担当者：佐野、青木、掛川、斎藤

電話：03-3501-4707 (直通)

原子力安全・保安院ガス安全課

担当者：福島、大谷

電話：03-3501-4032 (直通)

原子力安全・保安院液化石油ガス保安課

担当者：田村、五十嵐

電話：03-3501-1672 (直通)